

生活

4月1日から東三河広域連合で 消費生活相談業務を開始

これまで、各市町村で行われていた相談業務を広域連合で一体的に行うことで相談サービスの向上を図ります。東三河地域の住民の方はどの窓口でも相談を受けることができます。

なお、これに伴い、愛知県東三河総局および新城設楽振興事務所での消費生活相談は、3月末日をもって終了となります。

東三河消費生活総合センター

▼場所 豊橋市役所 東館12階 安全生活課
▼開設日時 月～金曜日 / 午前9時～午後4時30分
▼電話 0532-51局2305

東三河消費生活田原センター

▼場所 田原市役所 北庁舎1階 商工観光課
▼開設日時 月・火・木 金曜日 / 午前9時～午後4時30分
▼電話 23局3818

※その他のセンター所在地など、詳しくは東三河広域連合ホームページ (<http://www.east-mikawajp/>) をご覧ください。

▼東三河広域連合消費生活課

0532-51局2306

福祉医療受給者証の有効期間にご注意ください

次の対象の方は、福祉医療受給者証の有効期間が3月31日(木)で終了します。期限が切れた受給者証は、4月中にご返却ください。

- ▼対象 1 【母子家庭等医療費受給者証】平成9年4月2日～平成10年4月1日生まれの方およびその保護者
- 2 【子ども医療費受給者証】平成12年4月2日～平成13年4月1日生まれの子ども
- 3 ▼返却方法 1 保険年金課または赤羽根市民センター、渥美支所へ直接返却
- 2 ▼保険年金課

寄付

次の方々からご寄付をいただきました。ご厚意に感謝します。

ふるさと寄付金

- ▼12月29日、櫻井雄太様(京都府) から文化振興のため、金2万円。
- ▼1月18日、匿名希望の方から、金30万円。

税

固定資産税にかかる閲覧・縦覧

4月から、平成28年度固定資産税の課税内容の確認のため「固定資産課税台帳の閲覧」「土地および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧」を行います。

固定資産課税台帳の閲覧

▼閲覧場所 市役所税務課
▼閲覧および記載事項証明の期間 4月1日(金)から / 土・日曜日、祝日および年末年始を除く / 午前8時30分～午後5時15分
▼対象 1 固定資産税の納税義務者(代理人含む) 2 土地や家屋について賃借権(対価が支払われるものに限る)などの権利を有する方 3 固定資産の処分をする権利を有する一定の方(閲覧および記載事項証明は、対象者にかかる固定資産や当該固定資産に権利のある土地や家屋に限る)
▼持ち物 1 本人(同居親族を含む) 運転免許証・納税通知書・個人番号カードなど本人確認できるもの 2 代理の方 委任状と運転免許証など代理人自身を確認できるもの 3 借地・借家人の方 権

縦覧

利関係を示す書面と運転免許証など借地・借家人自身を確認できるもの【法人従業員の方】法人の代表者印を押印した委任状と従業員証など従業員自身を確認できるもの

土地および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

納税者が自分の土地・家屋の価格と近隣の土地・家屋の価格を比較できます。縦覧は無料です。

▼縦覧場所 市役所税務課
▼縦覧期間 4月1日(金)～5月31日(火) / 土・日曜日、祝日を除く / 午前8時30分～午後5時15分
▼対象 1 市内に所在する土地・家屋の固定資産税納税者(代理人含む) 2 持ち物 1 本人(同居親族を含む) 1 運転免許証・納税通知書・個人番号カードなど本人確認できるもの 2 代理の方 委任状と運転免許証など代理人自身を確認できるもの 3 法人従業員の方 法人の代表者印を押印した委任状と従業員証など従業員自身を確認できるもの 4 審査申出期間 1 固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申し出は、4月1日から、納税通知書の交付を受けた日の翌日から3カ月以内

税務課

23局3510 FAX 23局0180